

「白山市自治基本条例（案）」に対するご意見とその取扱いについて

募集期間：平成23年2月7日（月）～平成23年2月21日（月）

結 果：1名から2項目

| No. | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | 市民の範囲の規定がありませんが、市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきだと思います。 | この条例は、住んでよかったと実感できる白山市づくりを公共の福祉に反することのない一人一人で、白山市のまちづくりの主体であることを自覚し、考え、行動する人々と協働で行うものです。 |
| 2 | 「白山市自治基本条例」は市民の皆さんに十分に周知されていないと思います。 | 平成19年から20年において3回にわたり広報紙に趣旨を掲載するとともに、町内会長をはじめとする地域の説明会を開催しています。また、アンケート調査や市民対象の講演会についても、2回開催しています。 また、自治基本条例策定市民委員会や自治基本条例市民会議を公開で行い、会議録や提言、条例素案なども市ホームページに掲載しました。 なお、条例制定後も引き続き、いろいろな機会に周知します。 |